

## **[事案 27-180] 入院・手術給付金支払請求**

・平成 28 年 7 月 27 日 和解成立

### **<事案の概要>**

約款上の入院および手術に該当しないとして、手術給付金および入院給付金が不支払となったことを不服として、入院給付金および手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 10 年 8 月に契約したがん保険について、平成 26 年 9 月から 10 月まで大腸がんにより入院（入院①）し、腹腔鏡下 S 字結腸切除術および人工肛門造設術（手術①）を受けたところ、入院給付金および手術給付金が支払われた。

その後、平成 27 年 6 月から 7 月まで入院（入院②）し、人工肛門閉鎖術（手術②）を受けたところ、約款上の入院および手術に該当しないとして、手術給付金および入院給付金が不支払いとなった。

以下の理由により、入院②および手術②について、入院給付金および手術給付金の支払ってほしい。

- (1) 人工肛門の造設・閉鎖術は、大腸がん手術後の生命維持に必要な附随手術であり、大腸がん手術と切り離すことはできない。
- (2) 他社では同様の約款であるが支払われた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、人工肛門の造設・閉鎖は、約款上の「手術」（がんを直接の治療の目的とする手術）に該当せず、手術②はがん治療を直接の目的とした手術ではないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 人工肛門造設・閉鎖術は、S 状結腸切除に伴う排泄を目的とする施術であり、がんの治療を直接の目的とした手術ではない。
- (2) 入院②では人工肛門閉鎖術のみが行われ、悪性新生物そのものに対する処置は行われていない。
- (3) 手術②は手術①からかなりの時間が経過した上で行われており、がんそのものに対する処置とは明らかに別処置である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

- (1) 当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、申立人の入院の必要性・相当性等について把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。